新たに提案された「付属書改正のための基準」（京都基準案）の諸問題

高　柳　　敦
（京都大学農学部附属演習林）

はじめに

CITES（通称，ワシントン条約）において，種を絶滅のおそれのランク別に記載した付属書はもっとも基本的かつ重要な取り決め事項である。付属書Ⅰ，Ⅱ，Ⅲで種の保護および利用に関する条件が大きく異なってくるため，どれに記載するか，またはそこから削除するかは締約国の大きな関心事である。第８回締約国会議においても，アフリカゾウやクロマグロだけでなく100を越す種や分類群について，付属書への掲載，それからの削除，付属書間の移動に関する決議案が提出されている（Brautigam et al, 1992）。これらの改正作業（付属書にある種の掲載，削除，移動）は，1976年の第１回締約国会議で採択された「付属書改正のための基準」（以下，ベルン基準とする）に基づいて行われているが，今回，その改正案（Botswana et al, 1992）が提出された。これは，個別の種の問題とは異なり，CITESの根幹に関わる問題であり，今回の会議でもっとも重大な決議案の一つであったといえる。その名称も開催地の名をつけて“京都基準”とされていたが，日本ではあまり関心が払われなかった。海外NGOは会議にあわせその問題点を指摘した文書（C. Wold, 1992）を用意してきたが，日本のNGOも会期中に事の重大さに気づき，この新しい基準が今会議において採択されるようであれば，それに対して何らかの行動を起こす必要があるのではないかという見解で一致した。そこで，京都基準（正しくは“京都基準案”または“京都基準提案”であるが，以下，京都基準とする）の問題点についての共通理解を得るために，２回の勉強会を行った。ここで報告するのは，そのときの内容をもとに考察を加えたものである。

1.　付属書の改正手続きと改正基準の項目

付属書改正の基準は決議Conf. 1. 1とConf. 1. 2にあるベルン基準であるが，その手続きは条約第15条と第16条に示されている。付属書の作成にあたっては当初からIUCN（国際自然保護連合）のSSC（種保存委員会）が関与していたが，改正作業においても，1986年から付属書改正の決議案についての分析をSSCが行い，その報告書を会議に提出している。

付属書ⅠおよびⅡの改正に必要な事項は，決議Conf. 2. 17で決められた書式にある。項目は，提案，提案者，支持表明書（Supporting Statement）の３つからなる。さらに支持表明書は，対象種の分類に関する情報，生物学的データ，取引に関するデータ，保護の状態，類似種に関する情報，原産国のコメント，その他注意事項，参考文献の項目から構成されている。

ベルン基準の構成は，付属書ⅠおよびⅡに掲載するための生物学的状態と取引の状態に関する基準（決議Conf. 1. 1）と，それらからの削除のための基準（決議Conf. 1. 2）とからなる。一方，京都基準は前文に続いて，全ての付属書に関する一般的原則，付属書ⅠおよびⅡに掲載するための生物学的状態と取引の状態に関する基本条件，京都

基準以前に付属書Ⅰに掲載された種の取り扱い（改正のための手続きまで含む），付属書Ⅲの改正に関する事項，人工繁殖等で得られた種の掲載に関する事項，標準的用語法，から構成される。これをみると，京都基準がベルン基準に比べ，付属書全般に渡る事項を取り扱っているのがわかる。

なお，付属書改正の基準や手続きに関しては，1987年よりIUCNからガイドブック（「CITES：A Conservation Tool」）が出されている。今会議には第3回改訂版が用意されていたが，IUCNのSSC取引専門部会（IUCN／SSC Trade Specialist Group）に問い合わせれば，入手可能である。

2. 京都基準における基本認識

京都基準は南アフリカ諸国（ボツワナ，マラウイ，ナミビア，ザンビア，ジンバブエ）の提出した5つの一連の決議案に含まれている。それらを列記すると以下の通りである。

①野生生物取引の有益性の認識（Doc. 8. 48）
②「主として商業目的」の再検討（Doc. 8. 49）
③付属書改正のための基準（京都基準）（Doc. 8. 50）
④付属書Ⅰ及びⅡのための分布国の支援（Doc. 8. 51）
⑤より規制の厳しい国内法（Doc. 8. 52）

これら5つは別個の提案であるが，内容としては一つのものであり，会議においてもまとめて扱われた。京都基準以外の4つは，それを成立させるためのものである。逆に言うと，これら4つはこの新しく提案された基準の骨格を成す重要な問題を扱っているのであり，そこにこの基準案の意図を見いだすことができる。

一連の決議案の主要論点は2つある。一つは①と②の提案が関連するもので，野生生物の保護に有益な取引を認識し許可することである。野生生物種の存続を脅かさない取引はこれまでにも認知されていたが，保護に有益な取引という考え方は新しいものである。それを認めるだけでなく，付属書Ⅰの種についてもそのような取引だけは行うことを認めようというものである。もう一つは③と④が関連するもので，野生生物の管理における分布国の権限を強化することである。付属書の掲載に対して分布国の拒否権を認めたり，輸入国側がCITESの課す規制より厳しい規制を行うことを認めないことにより，輸出国側に取引規制のイニシアチブを与えようというものである。

この2点が意図するところを簡単に言い表せば，CITESの機能を，世界共有の財産として野生生物を保護することから，一国の資源として持続可能な利用を重視する方向へ変更させることである。これは，条約そのものの改正案と等しいという論評が一部で言われたほど，これまでのCITESの目的を大きく転換するものである。

3. 京都基準における主要な改正点

京都基準の性格や問題点は，その主要な改正点をみることで明らかにできるだろう。先に述べたように京都基準の扱っている範囲は多岐に渡っている。そこでベルン基準だけでなく条約本文とも比較しながら，改正点について検討する。なお，条約本文とベルン基準はIUCNのガイドブック（IUCN，1991）の文章によった。

まず，基本的な姿勢であるが，条約前文では「…野生動植物は，現在世代及び将来世代のために守られるべき地球の自然システムの中でかけがえのないものであることを認識し，…国際取引を通じて過度に利用されているある種の動植物の保護にとって国際協力が必須であることを認識し，この目的のために適切な手段がとられることの緊急性を鑑みて…」とあり，野生生物種の保護を目的とした国際取引の規制のための条約であることを明記している。それを受けてベルン基準におい

ても「動植物が，本会議によってもし間違って不必要に付属書に掲載された場合，その結果は書類が必要とされることになる。しかし，もし，動植物を，早まって保護から外したり保護のレベルを低下させる間違いが起きれば，その結果は，その資源を永久に失うことにもなりえる。したがって，もし間違うにしても，資源の保護に向かうべきである。」（Conf. 1. 2）としている。これに対し京都基準では，前文において付属書に不適切に掲載された種があること，原産国に現在の付属書が種の保全の向上につながらないという認識があること，絶滅の危機に関する客観的基準が欠けていることを指摘し，「種または他の分類群を掲載するにあたってどの付属書がもっとも適切な付属書であるかどうかが疑わしい場合，一般的に，付属書Ⅰは簡潔かつ排他的にすべきであるが，付属書Ⅱについては制限すべきではない。」（Doc. 8. 50 1c）として，ベルン基準とは逆に近い姿勢を示している。

掲載の対象となる種または分類群については，2つの問題がある。一つは地域個体群の扱いで，絶滅のおそれの程度に従って「分割掲載（Split Listing）」するかどうかの問題である。条文では種を「あらゆる種，亜種，または，そのうち地理的に隔離された個体群」（条約第1条a項）としており，地域個体群を種として取り扱っている。京都基準では，「もし全体の個体群が絶滅の危機に瀕していない場合は，地理的に隔離された個体群や分布域の端にある周辺個体群は，国内法で取り扱うか，付属書Ⅲに掲載するかして対応されるべきである」（Doc. 8. 50 1. a）とし，地域個体群や周辺個体群を付属書ⅠおよびⅡの対象から除外している。

他の一つは，種より大きい分類群を掲載する問題で，ベルン基準では「属の大部分の種が絶滅の危機に瀕しており，その属内の個々の種の同定が困難な場合は，その属が掲載されるべきである」（Conf. 1. 1）として，種の識別が困難な場合には種より大きい分類群を対象とすべきであるとしている。これに対し京都基準では「属およびそれ以上の分類群は，その分類群中の種の大多数がa項にあげた条件（注：絶滅の危機に瀕していること）を満たしていることおよび，その条件を満たさない種がそれ以外の種と容易に識別できることの2点が，疑いの余地なく立証されない限り，付属書Ⅰに掲載するべきではない」（Doc. 8. 50 2. A. f／注は筆者）とし，絶滅のおそれのある種の識別が容易でない限り，大きい分類群の掲載は避けるべきとしている。

付属書ⅠまたはⅡへの掲載またはそれからの移動・削除の生物学的基準は，ベルン基準では数量的には示されていなかったが，京都基準では数量的な基準としてMace-Lande基準（Doc. 8. 50 別紙1，表1）を採用している。しかし，多くの動物の場合，この基準を当てはめるためのデータをとることは困難であり実際的でない。これらのデータがとれない場合に絶滅の程度を判断するのに必要な情報も示されているが，その内容はほとんどベルン基準で示されているものと類似している。すなわち，種の個体群サイズまたは地理的分布に関する信頼できる情報や生息地の破壊等の絶滅を引き起こすおそれのある要因についての情報である。

したがって，Mace-Lande基準を除けば，両基準の相違はこれからの情報をどう判断して付属書の改正を行うかにある。ベルン基準では付属書ⅠおよびⅡへの掲載について「生物学的データによって種が危険なほど減少していることがわかった場合，必要とされるのは取引の有無の可能性だけである。もし，取引が行われていることが分かれば，生物学的状態に関する情報は完全である必要はない。」（Conf. 1. 1）とし，そこからの削除または移動については「削除または付属書ⅠからⅡ

表1　京都基準案に引用されたMACE-LANDE基準.

絶滅の危険度区分に関するMACE-LANDE基準

危　険　の　レ　ベ　ル

		絶滅危険種	絶滅危惧種	絶滅危急種
絶滅の可能性が	数値以上	50 %	20 %	10 %
	何年以内	5 年	10 年	100 年
	何世代以内	2 世代	10 世代	
		または以下の2つの基準を満たす	または以下の2つの基準を満たす	または以下の2つの基準を満たす
有効(繁殖)個体群サイズ(Ne)		50 頭	500 頭	2000 頭
実際の個体群サイズ(N)		250 頭	2500 頭	10000 頭
個体群の分断により				
地域個体群数が次以下		2 群	5 群	5 群
そのNeが次以上		25 頭	100 頭	500 頭
かつそのNが次以上		125 頭	500 頭	2500 頭
または				
地域個体群数が次以下			2 群	2 群
そのNeが次以上			250 頭	1000 頭
かつそのNが次以上			1250 頭	5000 頭
個体群の減少が				
減少率が次ぎ以上		20 %	5 %	1 %
過去何年間の間に		2 年間	5 年間	10 年間
または				
減少率が次ぎ以上		50 %	10 %	上に同じ
過去何世代の間に		1 世代	2 世代	上に同じ
劇的な個体数減少が				
減少率が次ぎ以上		50 %	20 %	10 %
過去何年間の間に		5～10 年間	5～10 年間	5～10 年間
何世代以上で		2-4 世代	2-4 世代	
または				
減少率が次ぎ以上			50 %	20 %
過去何年間の間に			10～20 年間	10～20 年間
何世代以上で			5-10 世代	
または				
減少率が次ぎ以上				50 %
過去何年間の間に				50 年間

または

観察された、または、予想されるまたは、計画されている生息地の改変、商業利用、導入種との生態学的な相互関係が、上記のような個体群特性をもたらす場合

への移動に関する基準は，植物または動物が保護されなくなることで行われる利用に耐え得るという決定的な科学的証拠を必要とすべきである。」（Conf. 1. 2）としている。これは，先に述べた，間違うならば保護に向かうべきであるという認識を反映しているもので，C. Wold（1992）の指摘するように，掲載の基準と削除または移動の基準は意図的に等しくされていない。

京都基準では，京都基準以降に付属書ⅠおよびⅡに掲載される種については，「均衡」の原則すなわち，掲載の基準と削除または移動の基準とを等しくする原則を提案している。さらに，京都基準以前に付属書Ⅰに掲載された種については「もし，提案（注：削除についての名目的支持表明書）が締約国会議において2／3をもって支持された場合，次の会議においてその種（または分類群）を付属書Ⅰに載せたままにしておくことを正当化できる完全な提案が出されなかった場合には，付属書Ⅰから付属書Ⅱへ移動する通知が出される。」（Doc. 8. 50 1C. d. i／注と下線は筆者）となっており，削除または付属書Ⅱへ移動する方が，それを継続して掲載するより簡単になっている。

CITESの条文では付属書Ⅰの種について「輸入許可は以下の条件を満たしているときにのみ認められる：a）輸入する国の科学当局が，輸入の目的がその種の生存に悪影響を及ぼさないものであることを助言している，b）輸入する国の科学当局が，受け入れ側がその生きた標本を適切な施設で適切に管理するという条件を満たしたとき，c）輸入する国の管理当局が，その標本が主として商業目的に利用されるのではないという条件を満たしたとき」（条文第3条3項）として，主として商業目的のための取引を禁止している。

京都基準では種の保護に有益な取引の条件として「持続可能な利用に基づく場合か直接の利用から生じたのではない製品が含まれる場合で，かつ，それが違法取引を増加させず，かつ，それから得られた利益が地域社会の収入として還元されるか，保護されている地域の維持管理にかかる費用に見合うか，土地保有者によってその資源の保全のために投資されるか，生産国の国家収入となるとき」（Doc. 8. 50 1. m）をあげ，生物学的状態から付属書Ⅰとされた種でも，有益な取引がある場合は，一定の条件下で限定された取引を許可すべきである（Doc. 8. 50 2. B. c）としている。

付属書Ⅲの種については，条約第2条3項（付属書Ⅲの種の条件で，種の保護の目的で国内における規制措置がとられ，かつ保護のために他国の協力が必要であること），決議Conf. 1. 5（条約の規定の解釈），Conf. 5. 22（付属書Ⅲに種を掲載する条件）で扱われていた条件を京都基準の中に含めている。その中で，「多数の分布国にまたがる種がすでに付属書Ⅱに掲載されており，かつ，どの1つの分布国または少数の分布国のグループが付属書Ⅱより厳しい規制を求めている場合であって，上記のdとeの項（注：国際取引が国内の違法取引に大きく影響していることと国内の法制度や取締体制で違法取引を防止できないこと）が適用可能なとき，その関係する分布国によって付属書Ⅲへの掲載を提案することができる」（Doc. 8. 50 3. f／注は筆者）として，付属書Ⅱよりも厳しい規制を実施する一手段にしている。これはC. Wold（1992）も指摘しているように，本来であれば，付属書Ⅱより厳しい規制を求めるときは付属書Ⅰに移動すべきところを，そのような規制を求めない締約国の意向を生かすために出された代替手段である。

4. IUCNの対応と会議における動向

これまで付属書の改正にもっとも深く関与していたNGOの一つであるIUCNは，この決議案に対し1992年1月に作業部会を開いて検討を行い，

その立場を表明している（IUCN, 1992）。それには上に述べた問題点についてのIUCNの見解が示されており，「付属書改正のための基準」の今後の方向を知る上で重要と思われるので，紹介しておきたい。

ベルン基準については，改正のための明確な基準や定義がない，種の保護にとって有益な国際取引を認める余地がない，不適切にあげられた種が存在しCITESの有効性を減じているなどの問題点をあげ，新たな基準と置き換えられるべきだとしている。

京都基準にあらわれた問題のうち，分割掲載については，分割掲載による方法と個体群別の割当性の導入による方法とを比較して慎重に検討し，次期会議に分割掲載のための明確な基準を提出すべきであるとしている。付属書Ⅱの種については，利用が種の保護にとって有害でないことを科学的に証明するのが難しいという問題があるが，これについては持続可能性を保証する科学的根拠に基づいた割当てが必要であるとしている。絶滅のおそれの区分およびその基準については，Mace-Lande基準をそのままCITESに適用するのは不適切ではあるが，量的な基準を新しく開発することは必要であるとし，それができた段階で，その基準をもとに現在掲載されている種の適否について検討するとしている。絶滅のおそれの定義については，種が生態学的機能を果たせなくなる生態学的絶滅と完全に絶滅する生物学的絶滅とに分け，後者の危険度に基づいて付属書Ⅰの種を，前者の危険度に基づいて付属書Ⅱの種を判断できるようにすべきであるとしている。なお，新基準案は1年以内に提出されるべきだとしている。

さて，今回の会議における動向であるが，ベルン基準については，古いためにさまざまな支障が生じているという点では，ほぼ意見の一致を見た。しかし，提出された決議案は条約の精神に反するという意見や，手続きとして条約改正と同じ手続きを踏むべきだという意見が出された。最終的には，IUCNを含めた作業部会を設け，新しい基準について検討することになった。作業部会は非公開で，次期締約国会議までに新基準を作成する予定である。なお，正式に発表されたのではないが，新しい基準づくりに当たって京都基準はほとんど考慮されていないという情報もある。

5. CITESと「付属書改正のための基準」

京都基準で問題となった主な項目は，①対象となる分類単位（地域個体群や類似種を含む属など）の取り扱い，②絶滅のおそれに関する客観的基準，③付属書ⅠおよびⅡの改正手順（種の掲載と削除の“均衡”問題），④付属書Ⅰの種の商業利用，⑤CITESにおける付属書Ⅲの位置づけ，の5項目にまとめられる。これらを野生生物保護の視点からみると，①は対象種の認定，②は絶滅のおそれの条件，③は保護レベルの決定手順，④と⑤は生息地に関与する人々の権利・義務および保護にかかわる費用負担，に関する問題と置き換えることもできる。こうしてみると，野生生物保護では重要な生息地の保全は問題となる項目からはずれている。これについては②の中で一応触れられてはいるが，重要な項目として扱われてはいない。それは，生息地の保全がCITESの果たすべき機能ではないからであり，この点は，CITESが野生生物保護の条約ではなく国際取引規制に関する条約であるためといえる。

②の項目は「付属書改正のための基準」の核となる部分である。ベルン基準でも京都基準でも，それは生物学的状態と取引の状態についての条件からなる。言葉の意味からすれば，生物学的状態は個体群の生物学的な動態に，取引の状態は需給動向に関与すると思われるが，個体群の動態に与える人間の影響が大きく，実際には生物学的状態

の中に大量取引や生息地の破壊の問題を含まざるを得なくなっている。その点について，ベルン基準では，生物学的状態と取引の状態が密接に関係していることを認めている。しかし，京都基準では，実際にはベルン基準と同じく両者の関係については整理されていないにもかかわらず，独立したものであるかのような構成になっている。

④については大きな問題を含んでいる。つまり，密猟と違法取引の問題である。現在もっとも有効な密猟防止対策は，おそらく取引禁止である。CITESが「絶滅のおそれのある野生動植物の種」の保護を目的として，その手段に国際取引の規制を選んでいるのもその点にある。したがって，付属書Ⅰにある種について，条件付きであっても，国際取引を認めることはCITESの機能を大きく損なう可能性がある。つまり，保護のレベルをいったん付属書Ⅰに定めておきながら，その同じ基準の中にそれを否定する規定を含めていることになる。この点も，「付属書改正のための基準」の目的と機能に対する認識の混乱といえる。

6. “保護に有益な利用”とは何か

ところで，京都基準におけるもっとも重要な問題は，保護重視から利用重視への基本理念の変更である。この問題は，野生生物管理における保護と利用の関連をいかにとらえ，それをCITESにどう反映させるか，と言い替えることもできる。これには多くの課題が含まれており，いずれも詳細な検討が必要である。京都基準の問題からややはずれるが，その根本的問題として，保護と利用の関係について，社会的，経済的側面から簡単にコメントしておきたい。

「保護に有益な利用」の基本的枠組みは，野生生物をその生息地を含む地域の資源として位置づけ，野生生物から得られた利益が地元に還元されれば，持続的利用を進める動機となるという考え方である。

まず，問題となるのは野生生物を生息地のある地元の資源とみなすことであろう。この考え方は，野生生物は国際的な共有財産であるとする見方と相反する面がある。すなわち，共有のものを私物化するという批判である。ところで，野生生物が共有財産であるという考え方は，どこからきているか。一つは，公海の魚類や南極大陸のペンギンのような，所有権の明確でない場所に生息する野生生物が考えられる。この場合，誰にも所有権はなく，個体数の多少，種の希少価値の有無にかかわらず共有財産と見なすことができる。二つ目は，複数の国にまたがって生息する野生生物で，それらの国々の共有財産とみなし得る。三つ目は，種として稀少となった野生生物である。この場合，野生生物の生息地がどこにあるかは無関係であり，その種が消滅すると地球上からその種が絶滅し，世界中の人々からその種を奪ってしまうという視点から，共有財産と見なされている。野生生物を保護する上で重要なのは最後の場合であろう。

このとき，共有財産としての価値を消失しないためにはどうすればいいかというと，その種の健全な野生個体群が維持されればよい。したがって，それが保護されている限り，その種を利用することに問題はない。今回のアフリカゾウでは，南部アフリカ諸国が，取引再開は利用対象となるアフリカゾウ個体群の保護には悪影響はないとしたのに対し，東アフリカなどの野生個体群が維持できなくなるとして利用が認められなかったと考えることができる。

野生生物の利用に対し，それを公共財としてとらえて利用を制限する考えもある。しかし，保護されている野生生物は公共財的であるといえるが，利用される場合はそうではない。野生生物が絶滅のおそれにないことから得られる満足については，公共財の条件である非排除性も非競合性も満たし

ている。つまり，それを知ることを排除することもできないし，新たに誰かが知ったとしてもどの一人の満足の度合いが減るわけではない。一方，死んだ個体や捕獲（または捕殺）した個体の利用では，二つのケースが考えられる。一つは，経済財としてではなく利用されるケースである。たとえば，研究対象として利用される場合などで，研究成果の恩恵を誰もが受けることができるとするならば，死んだ個体も公共財的である。もちろん，研究材料として価格がつき，市場を形成するならばそれは二つ目のケース，つまり経済財として利用されるケースに含まれる。この場合，公共財としての条件は成り立たず，個人や企業の効用を満たすだけならば私的財となる。利益が生息地の地域や国家の生活水準の向上に使用された場合は，準公共財，特に地方公共財の性格を持つといえるかもしれないが，それでも国際的観点から公共財とはいえない。したがって　経済財として利用が認められれば，公共財としてそれを制限するのは困難である。

このように，保護が成り立っていれば，それを地元の資源として利用することは，必ずしも否定されることではない。問題は，“保護への悪影響を及ぼさない”ことの内容とその実現可能性を詳細に吟味することである。保護の要件が“健全な野生個体群の維持”にあるとするならば，“健全”や“野生”の内容を定めなければ，保護側の要求する保護の内容と，利用側の主張する保護の内容が異なることも十分に考えられる。また，保護により発生する費用（生息地の機会費用や保護されている動物によって引き起こされる被害など）の点からも，保護の内容の問題が生じる。地元資源とすると，野生生物から得られる利益に見合った保護しか行われないだろう。それ以上の保護が必要な場合，それを誰が負担すべきなのか。この問題は，野生生物の公共性についての論議を蒸し返すだろう。

野生生物から得られた利益を資源の持続的利用の動機にすることにも，いくつかの問題がある。まず，利用といっても，肉や皮の実用的利用とそれを売買して得られた利益を目的とする商業利用は異なる。実用的利用の場合は必要量以上が得られても無駄になるだけだからそれ以上は望まない。しかし，商業利用の場合は，得られた利益は無駄になることはなく，必要量はその目的により決定される。目的が野生生物の保護だけであれば，商業利用は，それが過剰な保護をもたらさない限り，野生個体群の持続的利用の動機となり得るだろう。利益が保護以外にも振り向けられる場合，その利益が，利用者（個人，企業，地域社会など）が生活に必須なものと見なさない目的に使用され，それからの効用を得たいと望むならば，持続的利用の動機となり得る。たとえば，野生生物からの利益で映画館のような文化施設（生活に必須の人もいるかもしれないがそのような特殊例は除く）が建てられれば，それは地元の人々の生活に潤いをもたらし，野生生物の価値を認識させる。しかし，必需品ではないから，それを追求して乱獲を引き起こすまでの動機とはならないだろう。

それが生活に必須なものを目的とする場合は，必ずしもそうなるとはいえない。たとえば，ガソリンや電気の購入に当てられるならば，経済の成長や人口の増加に伴ってより大きい利益を目的とするようになる。つまり，単位面積あたり，あるいは単位時間あたりの利益を最大にするように動機づけられる。そうなれば，野生個体群の利用から家畜化への道を進むことは十分に考えられる。さらに，自然の生産力以上の利益率を求めるならば，もはや生息地の維持も望めなくなる。逆に言うと，“保護に有益な利用”は野生状態の生産力で満足する経済か，野生生物以外からの収入もある経済を前提としている。また，種多様性

を維持した生態系の保護という点からも，商業利用が適さないことは明らかだろう。

このように“保護に有益な利用”を認めると，それがいつのまにか“利用に資するための保護”となる可能性も高い。

国境間を移動する野生動物，すなわち，同一の個体群が複数の国家にまたがる種では，“利益の地域社会，または原産国への還元”の項目を実現することは一つの国だけでは困難である。なぜなら，捕獲された動物の原産地が決定しがたいからである。しかし，移動が何らかの形，たとえば国境にフェンスを設けるなどして不可能になれば簡単に実現できる。つまり，保護に有益な利用を実現するために生息地が分断される（別の理由から既にフェンスが設けられている場合は除く）おそれがある。むろん，分断しなくても，それらの国の間で捕獲に関する何らかの協定を結ぶことにより問題の解決を図ることもできよう。ただし，生息環境の質や密猟の取締体制などで国家間に差があるときはそのような協定を結ぶことは難しいかもしれない。

以上のような簡単な考察を通しても，“保護に有益な利用”という考え方には多くの問題があることがわかる。特に，“利用によって保護が促進される”とするには，様々な前提条件やコンセンサスが必要である。したがって，現時点では“保護に悪影響のない利用”すなわち，自然に増えた個体の利用に限定する方が賢明と思われる。

おわりに

京都基準は，先進諸国による搾取的利用から野生生物を保護することを主目的としていたCITESに，発展途上国による賢明な利用を認めるよう迫ったものであるとみることもできる。このような対立構図でとらえると，京都基準の中心課題が資源の保護と利用に関する南北問題にあるかのように見える。しかし，そこに示されているコンセプトは，そのような対立を越えて，野生生物資源の保護と利用に関する根本的な課題を示している。IUCNの見解からすると，新基準案もこの課題に少なからず関与すると考えられるが，そこで示される態度はこれからの野生生物の保護管理計画に大きな影響を与えると予想される。今後は，新基準案に関する情報をできるだけ早く入手し，検討することが必要である。

引 用 文 献

Botswana・Malawi・Namibia・Zambia・Zimbabwe. 1992. Criteria for amendments to the appendices (The Kyoto Criteria). Eighth meeting of the Conference of the Parties Doc. 8. 50. 26pp. CITES, Lousanne.

IUCN. 1991. CITES : Consevation Tool. 4 + 114pp. The nature conservation bureau limited, Newbury.

Brautigam, A. Chairman, D. IUCN／SSC Trade Specialist Group ed. 1992. Analyses of proposals to amend the CITES appendices. 8+209pp. IUCN, Gland.

IUCN. 1992. IUCN position on the Kyoto Criteria (Doc 8. 50). (4 p) (会期中の配布資料)

Wold, C. 1992. The Zimbabwe resolutions - a threat to CITES?. 12pp. (会期中の配布資料)